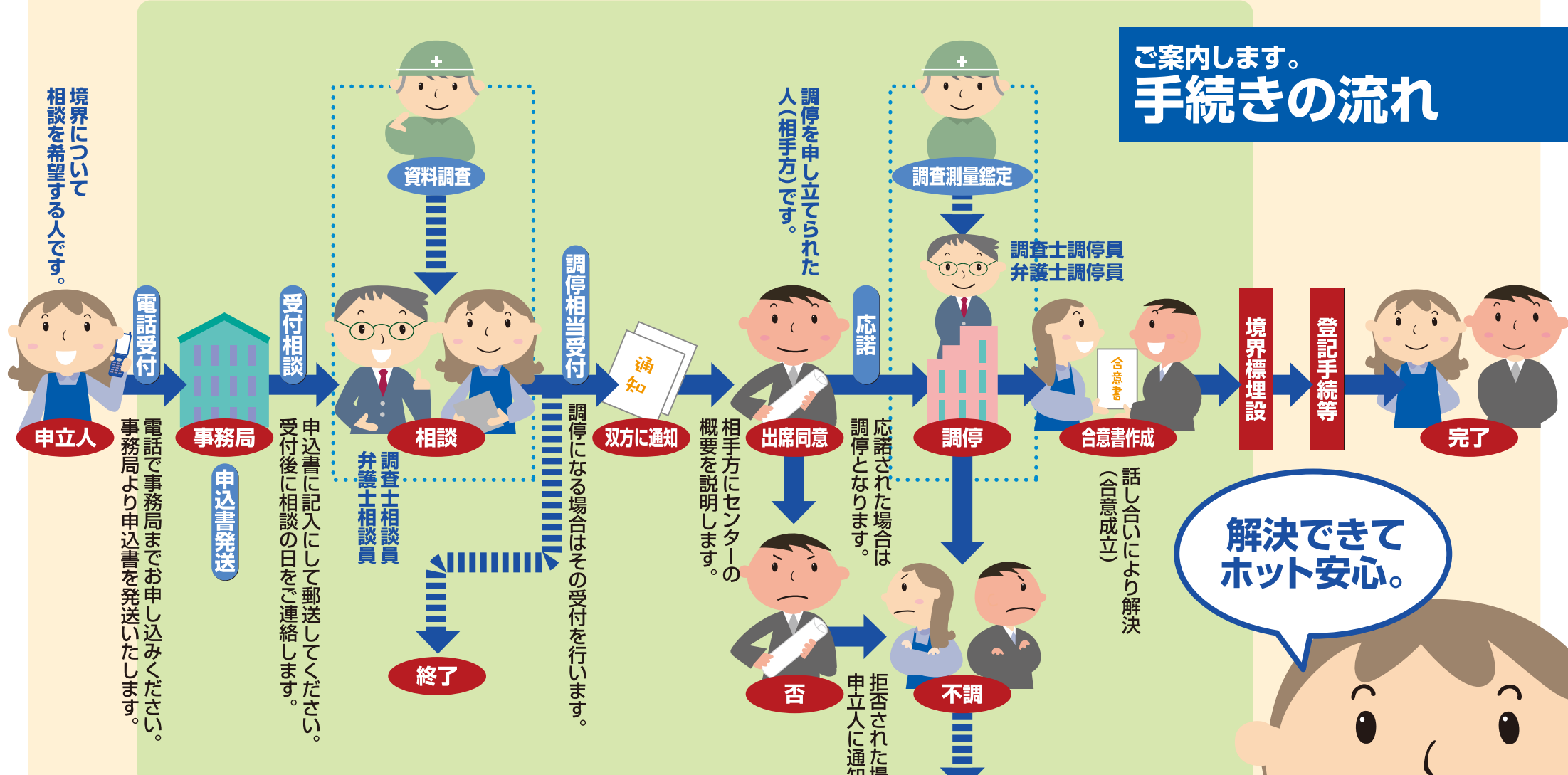


ご案内します。手続きの流れ



境界について相談を希望する人です。

調停を申し立てられた人(相手方)です。

解決できてホット安心。

境界問題相談センターかながわは、公正中立な第三者として、境界に関する法律的なトラブルを話し合いによって解決することをサポートします。そのサービスは、法律に定める基準・要件に適合しているものとして、法務大臣の認証を受けています。 認証番号第47号